

## 栗原市介護職員研修費用助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の介護サービス事業所における職員の知識及び技能の修得を支援することにより、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づくサービスの質の向上と安定供給を図ることを目的として、栗原市介護職員研修費用助成金（以下「助成金」という。）を交付することに関し、栗原市補助金等交付規則（平成17年栗原市規則第39号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 介護サービス事業所 介護保険法第5章第2節から第8節までに規定する指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者として宮城県知事の指定（指定の更新を含む。）若しくは開設許可（許可の更新を含む。）又は市長の指定（指定の更新を含む。）を受けた事業所をいう。
- (2) 初任者研修 介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条第1項第1号又は第2号に規定する研修をいう。
- (3) 実務者研修 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第2項第5号又は第6号（社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号）第21条第3号に定めるものに限る。）に規定する介護福祉士試験の受験資格の修得を目的とした研修をいう。

(助成金の対象者)

第3条 助成金の交付の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有する者であること。
- (2) 市内に所在する介護サービス事業所において常時雇用される者（当該介護サービス事業所における勤務時間が1週間当たり20時間以上の者をいう。）であること。
- (3) 過去1年以内に初任者研修又は実務者研修を修了し、かつ、当該修了の日以後同一の介護サービス事業所に継続して6月以上勤務する見込みがあること。
- (4) 市税を滞納していないこと。

(助成金の対象経費)

第4条 助成金の交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、過去1年以内に修了した初任者研修及び実務者研修に係る受講料及び教材費（当該研修の講義、実習等において直接用いたものに限る。）で対象者が負担したものとする。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、対象経費の全額とし、初任者研修にあつては1人当たり10万円、実務者研修にあつては1人当たり20万円を上限とする。ただし、対象経費に対し、この要綱の規定による助成金以外の助成等を受けるときは、当該助成等を受ける額を控除した額を助成金の上限とする。

(助成金の交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする対象者（以下「申請者」という。）は、助成金の交付を受けようとする年度の11月30日までに栗原市介護職員研修費用助成金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。

- (1) 領収書等の対象経費に係る支出額が分かる書類
- (2) 研修の修了を証明する書類の写し
- (3) 介護サービス事業所における申請者の就労状況を証明する書類（申請日以前14日以内に発行されたものに限る。）
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、申請者1人につき、研修の種類ごとにそれぞれ1回に限るものとする。

(助成金の交付決定及び不交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査の上、助成金の交付の可否を決定し、栗原市介護職員研修費用助成金交付等決定通知書（様式第2号）により、その結果を申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付を決定したときは、当該決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）に対し、速やかに助成金を交付するものとする。

(助成金の交付後における対象者である要件の確認)

第8条 市長は、前条の規定により助成金を交付した後において、交付決定者が初任者研修又は実務者研修を修了し、勤務を開始した日から起算して6月を経過する日までの間、対象者である要件を具備しているかどうかの確認を定期的に行うものとする。

2 交付決定者は、市長が前項の規定による確認を求めたときは、協力しなければならない。

(助成金の交付決定の取消し)

第9条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 初任者研修又は実務者研修を修了し、勤務を開始した日から起算して6月を経過する日前に対象者である要件を欠いたとき。ただし、本人の責めに帰すべき事由以外の事由であつて次のいずれかに該当するときは、この限りでない。

ア 雇用される介護サービス事業所における人事異動等により、市外の介護サービス事業所に勤務することとなったとき。

イ 雇用される介護サービス事業所の廃業、経営状況の悪化による人員整理等により、当該介護サービス事業所を解雇されたとき。

ウ その他やむを得ないものとして市長が認めるとき。

(2) 偽りその他不正の手段により助成金の交付の決定を受けたとき。

(3) 規則又はこの要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付の決定を取り消したときは、その旨交付決定者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により助成金の交付の決定を取り消したときは、交付した助成金の全部又は一部を返還させるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、告示の日から施行し、改正後の栗原市介護職員研修費用助成金交付要綱の規定は、平成31年4月1日から適用する。

様式第1号（第6条関係）

栗原市介護職員研修費用助成金交付申請書

年 月 日

栗原市長 殿

申請者 住所  
氏名 (印)  
(電話番号 )

栗原市介護職員研修費用助成金の交付を受けたいので、栗原市介護職員研修費用助成金交付要綱第6条第1項の規定により、下記のとおり申請します。また、交付等の決定に係る審査のために必要な範囲内において、市の職員が、市の保有する私の住民登録情報、税情報について調査確認することに同意します。

記

| 研修の種類（該当するものに○） | (1) 介護職員初任者研修 | (2) 実務者研修 |
|-----------------|---------------|-----------|
| 研修実施事業者の名称      |               |           |
| 研修の修了年月日        | 年 月 日         |           |
| 受講料及び教材費        | 円             |           |
| 他制度助成等額         | 円（助成・貸付・その他）  |           |
| 交付申請額           | 円             |           |

助成金の振込を希望する口座（申請者と同一名義のものに限る。）を記入してください。

| 金融機関名 | 支店名 | 預金種別 | 口座番号 | フリガナ<br>口座名義人 |
|-------|-----|------|------|---------------|
|       |     |      |      |               |

以下の質問について該当するものに○をつけてください。

|   |   |                           |
|---|---|---------------------------|
| 1 | 研修の修了日以後、同一の介護サービス事業所に継続して6月以上勤務していますか。 | 勤務している ・ 勤務していない          |
| 2 | 他の制度により、本申請に係る研修の受講料について助成等を受けていますか。    | 受けていない<br>受けている ➡ 制度名 ( ) |

様式第2号（第7条関係）

栗原市介護職員研修費用助成金交付等決定通知書

第 号  
年 月 日

様

栗原市長 印

年 月 日付で申請のあった栗原市介護職員研修費用助成金の交付については、栗原市介護職員研修費用助成金交付要綱第7条第1項の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

|           |               |           |
|-----------|---------------|-----------|
| 研 修 の 種 類 | (1) 介護職員初任者研修 | (2) 実務者研修 |
| 決 定 の 区 分 | 交付 ・ 不交付      |           |
| 不交付の場合の理由 |               |           |
| 交 付 申 請 額 | 円             |           |
| 交 付 決 定 額 | 円             |           |
| 備 考       |               |           |

留意事項

- (1) あなたが初任者研修又は実務者研修を修了し、勤務を開始した日から起算して6月を経過する日までの間は、市は、あなたが助成金の対象者である要件を具備しているかどうかの確認を定期的に行います。
- (2) あなたが初任者研修又は実務者研修を修了し、勤務を開始した日から起算して6月を経過する日前に助成金の対象者である要件を欠いたときは、助成金の返還が生じる場合があります。